



2019年5月14日

各位

会社名 新日本建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 高見 克司
(コード番号: 1879 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 高橋 苗樹
(TEL. 043-213-1111)

定款の一部変更および特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更を決議し、また創業者功労金の贈呈を決議したことに伴い特別損失を計上することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、2019年6月27日開催予定の第55回定時株主総会において承認を受けることを前提としております。

記

1. 変更の理由

代表取締役会長が退任することおよび取締役と執行役員の役割・責任を明確化するため、社長を除く役付取締役の規定を削除するとともに、第14条(招集権者および議長)、第23条(取締役会の招集権者および議長)について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現 行	変更案
(招集権者および議長) 第14条 (1)株主総会は、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 (2) <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 (1)株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 (2)取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 (1)取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2)取締役会は、その決議によって、取締役の中から <u>代表取締役会長、代表取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名</u> を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 (1)取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2)取締役会は、その決議によって、取締役の中から <u>取締役社長1名、その他役付取締役</u> を定めることができる。

<p>(取締役の分掌) 第22条</p> <p>(1) <u>代表取締役会長</u>ならびに<u>代表取締役社長</u>は、定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社業務全般を統括する。</p> <p>(2) <u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>および<u>他の取締役</u>は、各々<u>代表取締役会長</u>および<u>代表取締役社長</u>を補佐し、定められた事項を分掌処理する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役の分掌) 第22条</p> <p>(1) 取締役社長は、定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社業務全般を統括する。</p> <p>(2) <u>その他の取締役</u>は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌処理する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	--

3. 変更予定日

2019年6月27日

4. 特別損失の内容

当社を設立した代表取締役会長金綱一男の設立以来の功績や在任中の労に報いるため、通常の役員退職慰労金に加え、当社内規に基づく創業者功労金1,500百万円を贈呈することを決議し、2019年3月期において、役員退職慰労引当金繰入額として特別損失に計上いたします。

5. 業績に与える影響

上記特別損失につきましては、本日公表の「2019年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に反映しております。

以 上